

令和 6 年 度
建 設 工 事
競争参加資格審査
申請書提出要項

(資格承継手続き用)

近江八幡市建設工事競争参加資格審査申請について

近江八幡市が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する方は、以下の要領により申請を行ってください。ただし、近江八幡市の競争参加資格を承継する場合に限りません。

1 審査基準日 申請日

2 受付期間、時間、場所及び提出方法

- (1) 受付期間 随時
- (2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 受付場所 近江八幡市役所 3 階 管財契約課
- (4) 提出方法 ①持参（ただし、土日は除く）
②郵送又は宅配便（以下「郵送等」という。）

発送先

〒523-8501

近江八幡市桜宮町 236 近江八幡市総務部管財契約課 宛

なお、持参していただいた場合についても、後日審査し受領書等を送付しますので、必ず返信用封筒を提出してください。

3 提出部数 1 部

4 入札参加申請者の資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。
- (2) 証明日現在において全ての税の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員及びその支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団又は暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

- (4) 以下に定める届出の義務を履行していない者(当該届出義務がないものを除く)でないこと。
ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 116 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を審査基準日において受けている建設業者で、入札参加希望業種に対応する許可業種について、建設工事の施工実績があること。
- (6) 競争参加希望業種に対応する許可業種について、直前決算における経営事項審査を受審して「経営規模等評価の申請」と「総合評定値の請求」をしていること。
- (7) 審査基準日において、現に建設業を営んでいること。
- (8) 申請される事務所において、技術職員及び事務職員の適正な配置で業務が行われていること。
- (9) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職共済事業団等に加入していること。
- (10) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の3及び近江八幡市税条例（平成22年近江八幡市条例第77号）第44条の規定による市県民税の特別徴収を行っていること。（対象者がいない者及び市外で登録する者を除く。）

5 有効期間

被承継人が有した有資格者名簿への登録有効期限までとする。

6 入札参加希望業種

- (1) 入札参加希望業種は、別表 1 に掲げるとおりで、入札参加が認められるのは、被承継人が登録していた業種を上限とする。
- (2) 入札参加希望業種に対する許可建設工事について、審査基準日において許可取得しており、かつ、参加希望業種に対応する建設工事の施工実績があること。
- (3) 市内・準市内業者については参加希望工事ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を 1 人以上配置する必要があります。（詳細については、別紙 1「技術職員基準」参照）

7 用語

- 市 内 建設業法に基づく拠点を近江八幡市に有し、近江八幡市で登録する方
準市内 建設業法に基づく支店、営業所等を近江八幡市に有し、近江八幡市で登録する方
県 内 建設業法に基づく拠点を滋賀県内（近江八幡市を除く。）に有し、県内で登録する方
準県内 建設業法に基づく支店、営業所等を滋賀県内（近江八幡市を除く。）に有し、県内で登録する方
県 外 建設業法に基づく拠点を滋賀県外に有し、滋賀県外で登録する方

- 職 員-1 職員として 3 か月以上雇用されていること。審査基準日現在雇用されていること。
2 市内、準市内で登録される方は市内の本社又は支店、営業所等に勤務していること。
3 所得税の源泉徴収をしていること。（徴収義務のない者は除く。）
4 社会保険に加入していること。（加入義務のない者は除く。）
5 雇用保険に加入していること。（加入義務のない者は除く。）
6 出向者については、転籍出向者であること。
7 給料額が社会通念上妥当であること。

8 提出方法及び提出書類

(1) 提出方法

- ① 提出書類を下記番号順 ((2)①～⑩) にフラットファイル（市内及び準市内で登録する方は A4 水色系、県内・準県内・県外で登録する方は A4 黄色系）に綴じて提出すること。
② フラットファイルの表紙及び背表紙には必ず業者名を記載すること。
③ (2)⑩返信用封筒についてはフラットファイルに綴じこまないこと。持参の場合は外れないようにダブルクリップ等でフラットファイルに挟み、郵送等の場合は同封すること。

(2) 提出書類

提出書類		市内 準市内	県内	準県内 県外
フラットファイル		○ (水色)	○ (黄色)	○ (黄色)
①提出書類整理表		○	○	○
②競争参加資格審査申請書 【指定様式 1】		○	○	○
③経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書 (写)		○	○	○
④建設業許可証明書又は許可通知書 (写) ※		○	○	○
⑤納税証明書(写)※ (未納がないことを証する もの)	国税に未納がない証明	○	○	○
	都道府県税に未納がない証明	○	○	○
	市税に未納がない証明	○		
⑥建設業退職金共済組合等加入証明書(写)		○	○	○
⑦商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (写) ※		△	△	△
⑧技術職員調 【指定様式 2】		○		
⑨実務経験経歴書 【指定様式 3】		△		
⑩工事経歴書 【指定様式 4】		○	○	○
⑪誓約書 【指定様式 5】		○	○	○
⑫返信用封筒		○	○	○

※審査基準日より 3か月以内のものに限る。

「○」については必須項目、「△」については該当する場合のみ提出が必要

9 提出書類の作成上の注意

(1) 文字は黒インキ又は黒ボールペンを使用して、楷書でわかりやすく記入すること。
(各枠内に入るゴム印又はタイプは可)

(2) 記載要領等について

① 提出書類整理表―― (全業者必須)

ア 提出書類に従い確認の上、チェック欄にチェックし、フラットファイルに綴じこむこと。

② 競争参加資格審査申請書―― (指定様式 1) (全業者必須)

ア 申請日：持参する場合は持参日、郵送等にて提出する場合は発送した日を記入すること。

イ 申請者：住所、商号又は名称及び代表者氏名は、本社（本店）について記載すること。
なお、個人事業主の場合は屋号等の商号も必ず記入すること。

- ウ 委任先：本店以外の支店、営業所等で登録し、入札、見積、契約締結等の権限を委任する場合は記入すること。（委任先がない場合は空白で可）
- エ 希望業種：別表 1 の入札参加希望業種から 2 業種まで記載すること。ただし、**被承継人が登録していた業種を上限とする。**
- オ 担当者氏名及び連絡先：本申請について、本市より問い合わせを行うときに連絡する担当者及び連絡先を記入すること。

③ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写）――（国土交通省様式）（全業者必須）

- ア 審査基準日の直前に受けた最新の経営規模等評価結果通知書を提出すること。
- イ 有効期間内の通知書であること。（当該通知書審査基準日から 1 年 7 か月以内）

④ 建設業許可証明書又は許可通知書（写）――（発行官公署の様式）（全業者必須）

- ア 許可証明書は、審査基準日の 3 か月前の日以降に発行された証明書であること。
- イ 許可通知書は、審査基準日に許可が有効であることを確認できること。
- ウ 許可更新中の場合は、それを証明するものを添付すること。

⑤ 納税・納付証明書（写）――（発行官公署の様式）（全業者必須）

- ア 下表で該当するものを提出すること。

市内、準市内	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
県内・準県内	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの
県外	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの

- イ 審査基準日の 3 か月前の日以降に発行された証明書であること。
- ウ 国税に未納がない証明（交付場所：本店所在地を所轄する税務署）
以下の項目について未納がないことを証明できるものを提出すること。（電子納税証明書を印刷したものも可とする。）
法人の場合：「法人税」「消費税及び地方消費税」（その 3 の 3）
個人の場合：「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」（その 3 の 2）
- エ 都道府県税に未納がない証明（交付場所：各（都道府県）税事務所）
本社登録する場合は本社の所在する都道府県の、委任先の事業所にて登録する場合は委任先事業所の所在する都道府県発行の納税証明書を提出すること。
納税証明書の証明事項は「都道府県税に未納（滞納）がないこと」とする。都道府県により名称等が異なるので所管の都道府県税事務所等にお問い合わせください。
なお、「都道府県税に未納（滞納）がないこと」を証明する納税証明書が発行されない都道府県については、直近 1 事業年度分の「法人県（都道）税」「法人事業税」の納税証明書（未納がないもの）の提出で可とする。
- オ 近江八幡市税に未納がない証明（交付場所：近江八幡市役所）
収納課又は安土未来づくり課にて証明を受けてください。証明書の発行については手数料、委任状等必要となりますので事前に収納課にご確認ください。
※新規法人化したばかりで証明書が発行できない方に関しては、「法人設立（開設）申告書」又は「個人事業の開業届出書」を提出すること。

⑥ 建設業退職金共済組合等加入証明書（写）――（取扱機関の様式）（全業者必須）

- ア 建設業退職金共済又は中小企業退職金共済等の加入履行証明書の写しを添付すること。
- イ 建設業退職金共済組合加入証明書は経営事項審査用であること。
- ウ 加入履行証明書が発行できない者については共済契約者証の写しでも可とする。

⑦ 商業登記簿謄本（写）――（管轄法務局の様式）（個人事業主は不要）

- ア 法人で登録を受ける場合は添付すること。
- イ 審査基準日の3か月前の日以降に発行された商業登記簿謄本であること。

⑧ 技術職員調――（指定様式2）（市内・準市内のみ必須）

- ア 市内、準市内で登録をする方は作成すること。
- イ 建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び同法第15条第2号イ又はハに該当する者全員について作成すること。
- ウ 各々の希望業種において、1名以上の技術職員を配置すること。
- エ 「技術職員区分」については、下表及び別表2に基づき、1、2、3のいずれかに該当するものを○印で囲むこと。

資格区分	1	監理技術者資格者証保有者 (5年を経過することなく監理技術者講習を受講していること) (実務経験により取得した者も含む)
	2	監理技術者資格者証を保有していない者で資格コード表(別表2)のうち、A又はBに○のついている資格保有者
	3	上記「A」又は「B」に該当しない、その他の技術者(C)実務経験が必要なものについては、その条件を満たしていること

※実務経験が必要なものは、別表2の資格区分の欄の右端に年数が記載されているものです。

- オ 「対応資格コード」は、別表2の技術者資格区分表の3ケタコードを記入すること。
- カ 「希望業種」は、当該業者が従事している入札希望業種ごとに略号で記入すること。
- キ 技術職員1人につき希望業種は1業種とし、2業種以上兼務はできない。
- ク 「監理技術者交付番号」は、建設業法第27条の18第1項の規定に基づく監理技術者資格者証の交付を受けている者について、その登録番号を記載すること。
- ケ 所属営業所は、許可を受けた営業所であること。
- コ 職員とは、「7用語」に記載してある者とする。個人にあつては事業主、法人にあつては、常勤の役員(代表者を含む)を含む。
- サ 国家資格等を有する場合は各資格の合格証明書の写し、監理技術者資格者証を有する場合は表・裏の写しを添付すること。
- シ 準市内で登録をする方は、委任先についてのみ本様式を提出すること。
- ス 他官公庁への提出書類の写しは受け付けしない。

⑨ 実務経験経歴書――（指定様式3）（市内・準市内のみ必須）

- ア 市内・準市内で登録を希望する方のみ提出すること。
- イ 建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者について作成すること。
- ウ 「実務経験の内容」の欄には、最近のものから1年毎の代表的な内容を1件記入すること。
- エ 「合計」の欄には、現在までのすべての経験年数を記入すること。
- オ 建設業法第7条第2号のイに該当する者は※欄も記入すること。

⑩ 工事経歴書――（指定様式4）（全業者必須）

- ア 希望する業種について、許可を受けた建設業の種類ごとに作成すること。
- イ 直前2年間の主な完成工事及び着手した主な未完成工事について記載すること。
- ウ 下請工事については、「発注者」の欄には、元請負業者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には下請工事の名称を記載すること。
- エ 独自様式で工事経歴書等を作成している者のうち、必要項目(指定様式6に掲載されている項目全て)の記載がある場合に限り、指定様式に代えて提出しても可とする。

⑪ 誓約書――（指定様式 5）（全業者必須）

ア 近江八幡市暴力団排除条例（平成 23 年近江八幡市条例第 25 号）第 6 条の規定に基づき、記載された内容を確認のうえ、必要事項を記入・捺印すること。なお、支店での登録であっても本社（本店）について記載すること。（本人の署名の場合は押印不要。押印する場合は実印を使用のこと。）

⑫ 返信用封筒――（全業者必須）

ア 提出方法が持参又は郵送どちらの場合でも、後日、郵送にて受領書を送付するので、必ず返信用封筒（長形 3 号、返信先を明記し 84 円切手を貼付したもの）を同封すること。
イ 書類に不備、不足等があった場合も、返信用封筒にて連絡票を送付します。

1 0 申請書提出における注意事項

(1) 申請受付期間以外では受付しない。

(2) 申請書、提出書類が著しく不足している場合、又は提出書類の記載事項に著しく不備若しくは誤記のある場合は受付しないので、十分確認すること。

1 1 申請書提出後の変更届

(1) 競争参加資格審査申請書提出後に、商号、所在地、代表者、受任者等に記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更内容を証する書類を添えて「競争参加資格審査申請書変更届」を提出すること。

(2) 「競争参加資格審査申請書変更届」は近江八幡市指定様式により作成すること。

(3) 「競争参加資格審査申請書変更届」の提出は持参又は郵送とする。

(4) 建設業の許可更新、経営事項審査結果通知書は、「競争参加資格審査申請書変更届」の提出は必要としないので、許可書又は通知書だけの提出で可とする。

なお、建設業許可の追加、変更、取消及び廃業等は「競争参加資格審査申請書変更届」の提出を必要とする。

(5) 公共工事を発注者から元請けで請け負おうとする者は、発注者と工事請負契約を締結する日の 1 年 7 か月以内の決算日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければならないので、経営事項審査を受けた時は、速やかに経営事項審査結果通知書を提出すること。なお、提出がない場合は、競争参加資格を失うことがある。

1 2 登録取消等の処置

(1) 競争資格審査申請書における重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者に対し、登録取消、入札参加停止及び指名停止の措置を講じることがある。

(2) 登録されている事務所に技術職員・事務職員が確認できない場合、また電話の転送等事務所としての業務が認められない場合、登録事務所の変更・取消の措置を講じることがある。なお、事務所の確認は、市管財契約課が行うものとし、実態調査については適宜行う。

1 3 その他

(1) 入札参加希望業種の変更は、次年度以降に新たな申請により受け付けるものとし、競争参加資格審査申請書変更届による受付は行わない。

(2) 近江八幡市では市内に本店がある者に対して優先的に発注を行っております、その旨を充分理解したうえで登録していただくようお願いします。

(3) 近江八幡市ホームページにて、本要項に関する補足の掲載、よくある質問等に回答することがあるので確認してください。

問い合わせ先

近江八幡市総務部管財契約課

〒523 - 8501 近江八幡市桜宮町 236 番地

電話 0748 - 33 - 3111（代表） 内線 416, 421

0748 - 36 - 5557（直通）

入札参加希望業種と建設業の許可建設工事との種類別と対応関係

入札参加希望業種	許可建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事 (略号 = 土) (コード=51)	土木一式工事 (土)	土木一式工事、下水道管渠工事、農村下水道管渠工事
	とび・土工・ コンクリート工事 (と)	コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、 くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工 事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打 設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリー ト工事（橋梁に係るものを除く）、地滑り防止工事、地盤改良 工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、 屋外広告物設置工事（交通安全施設に係るものを除く）、捨石 工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、潜水工事、トン ネル防水工事、土木系モルタル防水工事
	石 工 事 (石)	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
	タイル・れんが・ ブロック工事 (タ)	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り） 工事
	鋼 構 造 物 工 事 (鋼)	閘門・水門等の門扉設置工事
	しゅんせつ工事 (しゅ)	しゅんせつ工事
建築一式工事 (建) (52)	水道施設工事 (水)	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工 事、水道配水管布設工事、水管橋設置工事
	建築一式工事 (建)	建築一式工事
舗装工事 (ほ) (53)	大 工 工 事 (大)	大工工事、型枠工事、造作工事
	舗 装 工 事 (ほ)	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装 工事、路盤築造工事
電気設備工事 (電) (54)	電 気 工 事 (電)	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構 内電気設備工事（非常用電気設備を含む。）、照明設備工事、電 車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	電 気 通 信 工 事 (通)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置 工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工 事、TV電波障害防除設備工事
消防施設工事 (消) (55)	消 防 施 設 工 事 (消)	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・ 不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消 火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、 漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はし ご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事

入札参加希望業種	許可建設工事の種類	建設工事の例示
給排水冷暖房工事 (給) (56)	管 工 事 (管)	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、消雪設備工事、農村下水道の浄化槽工事（下水道法による流域処理施設に排水するものを除く）
	熱 絶 縁 工 事 (絶)	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
機械設備工事 (機) (57)	機械器具設置工事 (機)	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事
塗装工事 (塗) (58)	塗 装 工 事 (塗)	塗装工事（交通安全施設に伴う塗装を除く）、容射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
造園工事 (園) (59)	造 園 工 事 (園)	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地造成工事
	石 工 事 (石)	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
さく井工事 (井) (60)	さ く 井 工 事 (井)	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
鉄骨工事 (鉄) (61)	鋼 構 造 物 工 事 (鋼)	鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事
	鉄 筋 工 事 (筋)	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
橋梁上部工事 (橋) (62)	土 木 一 式 工 事 (土)	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む。）、プレストレストコンクリート工事（橋梁に係るもの）
	鋼 構 造 物 工 事 (鋼)	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む。）
法面処理工事 (法) (63)	防 水 工 事 (防)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	と び ・ 土 工 ・ コンクリート工事 (と)	現場吹付け法枠工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、落石防止網工事、モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、厚層基材吹付け工事、客土吹付け工事、植生ネット工事、法面保護工事

入札参加希望業種	許可建設工事の種類	建設工事の例示
建築附帯工事 (附) (64)	左官工事 (左)	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	とび・土工・コンクリート工事 (と)	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事
	解体工事 (解)	工作物解体工事
	屋根工事 (屋)	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
	板金工事 (板)	板金加工取付け工事、建築板金工事
	ガラス工事 (ガ)	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
	防水工事 (防)	防水工事（建築物に伴うもの）
	内装仕上工事 (内)	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
	建具工事 (具)	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
	建築一式工事 (建)	文化財建造物修理工事
大工工事 (大)	文化財建造物修理大工工事	
交通安全施設工事 (交) (65)	とび・土工・コンクリート工事 (と)	道路付属物設置工事（カーブミラー、ガードレール、道路標識設置工事）、看板設置工事（交通安全施設に係るもの）
	塗装工事 (塗)	塗装工事、路面標示工事（交通安全施設に係るもの）
	電気工事 (電)	道路照明設備工事、交通信号設備工事（交通安全施設に係るもの）
	電気通信工事 (通)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事（交通安全施設に係るもの）
	機械器具設置工事 (機)	交通安全施設に係るもの
清掃施設工事 (清) (66)	清掃施設工事 (清)	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

技術職員基準

1 参加希望工事に対応する技術者の配置

- (1) 全ての参加希望工事ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を1人以上配置してください。許可業種に対応する資格については建設業の許可における技術者の資格に基づきます。なお、1つの参加希望工事に対応許可業種を複数申請する場合は、それらの内いずれかに対応する資格を有する技術者を配置すればよいものとします。
※ただし、下記に示す「3 職員の要件」を満たす者が1人もおらず、参加希望工事が1種類も申請できない場合においては、3 職員の要件（1）の「審査基準日以前6か月超の日」を申請日と読み替えると要件を満たす職員がいる場合に限り、1種類に限り技術職員がいなくても入札参加を認めることとします。
- (2) 技術職員1人につき参加希望工事は1種類までとし、2種類以上を重複して配置することはできません。

2 参加希望工事に係る技術職員区分

技術職員区分は次のとおりです。（経営事項審査における「技術職員数（1級、2級、その他）」とは異なります。）

- ・「1」… 審査基準日において有効な監理技術者資格者証を保有（実務経験による取得も含む）し、審査基準日以前5年以内に監理技術者講習を修了している者
- ・「2」… 上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表（滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアルP.101～P.106）のⅠまたはⅡに○のついている資格を保有している者
- ・「3」… 上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表のⅢに○のついている資格を保有している者

3 職員の要件

以下（1）から（7）の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 審査基準日以前6か月超の日に採用され、申請日現在雇用されていること。
- (2) 市内の本店又は支店・営業所等に勤務していること。
- (3) 申請者において所得税の源泉徴収をしていること。
- (4) 社会保険（健康保険および厚生年金保険）の被保険者であること。
ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合（個人事業所で従業員が4人以下等）は除きます。
- (5) 雇用保険の被保険者であること。
ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が1人もいない等）は除きます。
- (6) 給料額が滋賀県の最低賃金の基準を満たしていること。
- (7) 出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等に加入している者）であること。

技術者資格区分表

	コード	資格区分		技術職員区分			
				I	II	III	
	001	法第7条第2号イ該当【実務3年または5年】				○	
	002	法第7条第2号ロ該当【実務10年】				○	
	003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)				○	
	004	法第15条第2号ニ該当(同号ロと同等以上)				○	
建設業法 『技術 検定』	111	一級建設機械施工技士		○			
	212	二級建設機械施工技士(第1種～第6種)			○		
	113	一級土木施工管理技士		○			
	214	二級土木施工管理技士	種別	土木		○	
	215			鋼構造物 塗装		○	
	216			薬液注入		○	
	120	一級建築施工管理技士		○			
	221	二級建築施工管理技士	種別	建築		○	
	222			躯体		○	
	223			仕上げ		○	
	127	一級電気工事施工管理技士		○			
	228	二級電気工事施工管理技士			○		
	129	一級管工事施工管理技士		○			
	230	二級管工事施工管理技士			○		
	131	一級電気通信工事施工管理技士		○			
	232	二級電気通信工事施工管理技士			○		
	133	一級造園施工管理技士		○			
234	二級造園施工管理技士			○			
建築士法 『建築士 試験』	137	一級建築士		○			
	238	二級建築士			○		
	239	木造建築士			○		
技術士法 『技術士 試験』	141	建設・総合技術監理(建設)		○			
	142	建設『鋼構造及びコンクリート』・総合技術監理(建設『鋼構造及びコンクリート』)		○			
	143	農業『農業土木』・総合技術監理(農業『農業土木』)		○			
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)		○			
	145	機械・総合技術監理(機械)		○			
	146	機械『流体工学』又は『熱工学』・総合技術監理(機械『流体工学』又は『熱工学』)		○			
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)		○			
	148	上下水道『上水道及び工業用水道』・総合技術監理(上下水道『上水道及び工業用水道』)		○			
	149	水産『水産土木』・総合技術監理(水産『水産土木』)		○			
	150	森林『林業』・総合技術監理(森林『林業』)		○			
	151	森林『森林土木』・総合技術監理(森林『森林土木』)		○			
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)		○			
	153	衛生工学『水質管理』・総合技術監理(衛生工学『水質管理』)		○			
	154	衛生工学『廃棄物管理』・総合技術監理(衛生工学『廃棄物管理』)		○			

別表2 (市内・準市内業者のみ)

	コード	資格区分	技術職員区分		
			I	II	III
電気工事士法 『電気工事士試験』	155	第一種電気工事士		○	
	256	第二種電気工事士 【実務3年】			○
電気事業法 『電気主任技術者国家試験等』	258	電気主任技術者(第1種～第3種) 【実務5年】			○
電気通信事業法 『電気通信主任技術者試験』	259	電気通信主任技術者 【実務5年】			○
水道法 『給水装置工事主任技術者試験』	265	給水装置工事主任技術者 【実務1年】			○
消防法 『消防設備士試験』	168	甲種消防設備士		○	
	169	乙種消防設備士		○	
職業能力開発促進法 『技能検定』	166	ウェルポイント施工		○	
	266	" 2級 【実務3年】			○
	167	路面標示施工		○	
	171	建築大工		○	
	271	" 2級 【実務3年】			○
	164	型枠施工		○	
	264	" 2級 【実務3年】			○
	172	左官		○	
	272	" 2級 【実務3年】			○
	157	とび・とび工		○	
	257	" 2級 【実務3年】			○
	173	コンクリート圧送施工		○	
	273	" 2級 【実務3年】			○
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管		○	
	274	" 2級 【実務3年】			○
	175	給排水衛生設備配管		○	
	275	" 2級 【実務3年】			○
	176	配管(選択科目『建築配管作業』)・配管工		○	
	276	" 2級 【実務3年】			○
	170	建築板金(選択科目『ダクト板金作業』)		○	
	270	" 2級 【実務3年】			○
	177	タイル張り・タイル張り工		○	
	277	" 2級 【実務3年】			○
	178	築炉・築炉工・れんが積み		○	
	278	築炉・築炉工 2級 【実務3年】			○
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工		○	
279	ブロック建築・ブロック建築工 2級 【実務3年】			○	
180	石工・石材施工・石積み		○		
280	" 2級 【実務3年】			○	

別表2（市内・準市内業者のみ）

	コード	資格区分	技術職員区分		
			I	II	III
職業能力 開発促進 法 『技能 検定』	181	鉄工(選択科目『製缶作業』又は『構造物鉄工作業』)・製罐		○	
	281	〃 2級【実務3年】			○
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目『鉄筋施工図作成作業』および『鉄筋組立て作業』)		○	
	282	〃 2級【実務3年】			○
	183	工場板金		○	
	283	〃 2級【実務3年】			○
	184	板金(選択科目『建築板金作業』)・建築板金(選択科目『内外装板金作業』)・板金工(選択科目『建築板金作業』)		○	
	284	〃 2級【実務3年】			○
	185	板金・板金工・打出し板金		○	
	285	〃 2級【実務3年】			○
	186	かわらぶき・スレート施工		○	
	286	〃 2級【実務3年】			○
	187	ガラス施工		○	
	287	〃 2級【実務3年】			○
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工		○	
	288	〃 2級【実務3年】			○
	189	建築塗装・建築塗装工		○	
	289	〃 2級【実務3年】			○
	190	金属塗装・金属塗装工		○	
	290	〃 2級【実務3年】			○
	191	噴霧塗装		○	
	291	〃 2級【実務3年】			○
	192	畳製作・畳工		○	
	292	〃 2級【実務3年】			○
	193	内装仕上げ施工・カー施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工		○	
	293	〃 2級【実務3年】			○
	194	熱絶縁施工		○	
	294	〃 2級【実務3年】			○
	195	建具製作・建具工・木工(選択科目『建具製作作業』)・カーテンホル施工・サッシ施工		○	
295	〃 2級【実務3年】			○	
196	造園		○		
296	〃 2級【実務3年】			○	
197	防水施工		○		
297	〃 2級【実務3年】			○	
198	さく井		○		
298	〃 2級【実務3年】			○	
その他	061	地すべり防止工事 【実務1年】			○
	040	基礎ぐい工事			○
	062	建築設備士 【実務1年】			○
	063	計装 【実務1年】			○
	060	解体工事		○	
	064	基幹技能者		○	

備 考

- ・対応する建設業の種類は経営事項審査における技術者資格区分表と同様です。
- ・資格区分の欄に年数が記載されている資格は取得後に当該年数の実務経験が必要です。(平成15年度以前に職業能力開発促進法による技能検定の2級に合格された方は取得後実務経験1年です。)